

6 用語解説

あ行**アセットマネジメント**

公共インフラにおけるアセットマネジメント（資産管理）とは、インフラを効率よく管理し、低コストで維持、補修、更新していくこと。

維持補修費

町が管理する公共用又は公用施設等の効用を維持するための費用。

か行**旧耐震基準**

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56（1981 年）年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準をいう。本計画では昭和 56 年（1981 年）以前を旧耐震基準とする。

業務委託

当事者の一方が相手方に対して一定の業務を委託する契約。受託者は自らの責任・管理のもとで業務を行う。

公共施設等運営権制度

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する制度。

公共施設等整備基金

粕屋町の公共施設等の整備及び補修等に要する資金に充てるため、各年度において一般会計の歳入歳出予算で定める額を積み立てる基金。

更新費用

老朽化などに伴い機能が低下した施設の改修や建替え、設備の取り換えなど、同程度の機能に再整備するためにかかる費用。

国庫支出金

特定の行政目的を達成するために、その経費に充てることを条件として、国が地方公共団体に交付する支出金。国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金がある。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進める新制度。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

さ行**指定管理者制度**

公共施設などの管理・運営を、民間事業者等の団体に代行させることにより、町民サービスの向上や経費の削減を図る制度。

受益者負担

施設の利用者（受益者）に料金を負担してもらうこと。

集約化

施設の持つ機能を他の施設へ移転し、1つの施設に複数の機能をまとめて供用すること。

新耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56（1981 年）年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。本計画では昭和 57 年（1982 年）以降を新耐震基準とする。

ストック

産業や生活の基盤として整備した社会資本の量。

た行

大規模改修

一部分だけでなく、建物内の多くの場所を対象として行う改修のこと。建物本来の寿命まで健全な状態で使えるように実施される例も多くみられる。

耐震改修

耐震診断調査の結果等により、耐震性に問題があると考えられる建築物について、適切な補強工事を行う改修のこと。

耐震補強

建物の耐震性を高めるために、建物の主要な構造（基礎・土台、柱、梁、床、壁、天井）に対して行う補強のこと。

耐用年数

建物等の固定資産がその利用に耐える年数。税務上の減価償却を行うにあたって、減価償却費の計算の基礎となる年数。

ダウンサイジング

需要に見合った施設能力へ規模の縮小を図ること。

多機能化

ひとつの施設で複数のサービスを提供すること。廃止された施設が提供していたサービスを、別の施設が代替して、ひとつの施設で複数のサービスを提供することにより、サービス機能の維持や利便性向上などにつながるもの。

建替え

既存の建物を取り壊し、新しく建物を立てること。一般に建物の基礎部分も含めて全壊させて別の建物を建てること。

地方公会計制度

平成 27 年 1 月総務大臣通知により、原則として平成 29 年度までに、すべての地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備をするよう要請され、これまでの決算報告とは違った形で地方公共団体の財政の全体像を適切に示すために導入された新しい会計制度。

地方交付税

国税である所得税、法人税等のうち、県や町の財政状況に応じて国が地方に交付する税。

長寿命化

定期的な施設点検等を行い、公共施設やインフラ施設を長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。

低炭素型のまち

一般的には、都市活動に伴う CO₂ を中心とする温室効果ガスの排出量が大幅に減少したまちをいう。

統廃合

複数の同じ目的の施設を一つに統合し、その他の施設を廃止すること。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

複合化

複数の異なる目的の施設をそれぞれ独立した形で一つの建物に併設すること。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対してその生活を維持するための経費。

普通建設事業費

地方財政の経費分類における投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたものを一括している。道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

平準化

各年度で更新費用や事業費にバラつきが多いものをある一定の基準に近づける、平均値に近づけること。

ま行

民間委託

自治体が行う業務を、民間企業や団体などに委託すること。

メンテナンス

建物などの保守。維持。管理。

ら行

ライフサイクルコスト

公共施設やインフラ資産など構造物の企画設計、建設、運用管理、解体再利用の各段階で発生するコストの総計。トータルコストと同義。

英数

ESCO 事業

Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネ診断、設計、改修工事、維持管理等）を提供して省エネルギー効果を保証し、それにより得られる省エネルギー削減額の一部を事業者が報酬として受取る事業。

PDCA サイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。

PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

